障がい福祉サービス事業所　職員の皆様へ

処遇改善手当の支給

２０２６年４月１日より１年間
毎月のベースアップ分（給与日支給）

当法人では、２０２６年度福祉・介護職員処遇改善加算の申請を行います。
今年度も、昨年度と同等の金額を処遇改善手当として支給します。
また、２０２７年３月までに処遇加算の報酬残額に応じて一時金を支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、障がい福祉施設の８時間労働の常勤処遇職員で
２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日の期間勤務された方です。
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。
処遇改善制度と加算の範囲内での支給といたします。

支給金額について

●処遇改善手当（調整手当２，３）

介護職員　　月額 42,000 円
その他職員　月額 13,500 円

※2026 年６月に介護報酬改定が行われます。
処遇改善制度に則り、手当が変更される場合には、
再度皆様に周知いたします。

※介護職員とその他すべての職種を対象に支給されることとなります（法人の裁量により支給することができます）。
制度に合わせて支給金額等の見直しを行っていきます。

障がい福祉制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。
経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

２０２６年４月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長　岡久　孝雄

障がい福祉サービス事業所　職員の皆様へ

処遇改善一時金の支給

２０２６年４月１日より１年間
６・12・３月の年３回に分けて支給

当法人では、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の申請を行います。
下記の金額を処遇改善一時金として支給します。今年度も２０２６年6月・１２月、２０２７年3月の３回に分けて一時金として支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、介護保険施設の８時間労働の常勤処遇職員で
２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日の期間勤務された方です。
処遇改善制度と加算の範囲内での支給となります。残額があれば精算します。

支給金額について

１、介護福祉士等の資格を持ち法人在籍１０年以上の方
月額 19,000 円

２、その他の介護職員の方（法人在籍１０年未満）
月額 9,500 円

３、その他の職員の方
月額 4,500 円

※6 月・12 月・３月の対象月数に応じて支給金額いたします。

※2026 年６月の介護報酬改定による処遇改善制度に則り、
一時金が変更される場合には、再度皆様に周知いたします。
制度に合わせて支給金額等の見直しを行っていきます。

障がい福祉制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。
経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

２０２６年４月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長　岡久　孝雄